

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB大学（以下「本件大学」という。）に事務職員として採用され、Cグループ（以下「Cグループ」という。）に配属となった後、平成〇年〇月〇日、Dグループ（以下「Dグループ」という。）に異動し、物品等の契約や支払処理などの業務に従事していた。

被災者は、同年〇月〇日、自宅において縊死しているところを両親に発見された。E警察署長からの回答書によると、「死体検案の状況について：自殺（直接死因 縊死）」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は平成〇年〇月上旬に I C D—1 0 診断ガイドラインの『F 4 3.2 適応障害』（以下「本件疾病」という。）を発病したものと認められる。」旨の意見を述べている。当審査会としても、被災者の症状経過等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務に関する出来事についてみると、次のとおりである。

ア 特別な出来事については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 特別な出来事以外の出来事についてみると、被災者は、平成〇年〇月〇日に4年間在籍したCグループからDグループに配置転換されており、業務に

よる心理的負荷をもたらす出来事として認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると判断できる。

被災者にとって、Dグループへの配置は初めてのことであり、新しい仕事に戸惑いがあった可能性は否定できないものの、業務自体は物品の購入・契約や支払業務であり、既に事務職員として4年の経験がある被災者にとって困難な仕事であったとは判断し得ない。また、Fは「大勢の人が同じ仕事をしており、相談しやすい環境にあります。新規採用のGさんもいて、処理にあたっては、同じような疑問を持つはずですから、聞きやすく、情報を得やすい状況にあったはずです。仕事の質や量・職場環境の面でも、問題があるようなものではないと言うしかありません。」と述べており、Hは「Iさんの仕事量としては、特に多いわけではないと思います。仕事で難しい仕事は任せていなかったのも、負担になるようなことはなかったと思います。」と述べており、Jは「Iさんにできそうな仕事を渡すようにしていました。仕事量は多くはありませんが、きちりできていました。業者の人と話すのが苦手だったんだろうなと思います。そういう時は、周りの職員がサポートしていたので、一人で悩むようなことはないと思います。」と述べており、さらに、Kは「困っている場面もありましたが、Iさんから私に聞いてくれたので、その都度助言し、戸惑っている時は私から声をかけました。対応ができそうもないものは私が代わりました。」と述べており、これら同業務に携わる大学関係者の申述からみると、異動後間もない被災者に困難な業務を行わせていたとは認め難い。

そして、被災者は、Dグループへの移動後まもなく発病していることからみても、同部署への配置転換が被災者にもたらした心理的負荷の総合評価は「弱」と判断することが相当である。

ウ 請求人らは、被災者が発病に至る原因として、既に医師により発注されている物品について、相見積りを取った形にするなど、不正な行為を強いられたことがある旨主張する。

当審査会においては、同主張について、大学関係者の申述を精査したが、不正と考えられるような行為が行われていたことをうかがわせる内容は皆無であり、また、それら関係者の申述内容には矛盾がないことから、被災者が

不正行為を行わされていたとは判断し得ない。

この点、物品調達に不慣れで几帳面な性格である被災者が、自らが考える物品調達手続とは異なるとして、違和感を持つことがあったかもしれないが、上記のとおり、被災者が不正ないし適正を欠く行為を強いられていたとは認められず、同主張については、業務による心理的負荷をもたらす出来事であるとは認められない。

(4) 以上のことから、当審査会としては、被災者が業務によってもたらされた心理的負荷の総合評価は「弱」1つであり、その全体評価は「強」には至らないものと判断する。

4 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。